広報 おみいた

No.274
2021.4

4月1日より『上板町保健相談センター』が役場西側に開所いたしました。

上板町保健相談センター開所　2-3
機構改革のお知らせ　4
令和3年度当初予算の概要　5
東京2020オリンピック聖火リレー　交通規制　7
マイナンバーカード申請用の顔写真無料撮影と申請書作成サポート　15
「上板町敬老祝金支給事業」について　20
高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業について　20

〈上板町の人口〉住民基本台帳登録人口　令和3年2月末現在　○世帯数／4,944世帯　○人口／男5,650人／女6,116人／計11,766人

令和３年４月１日 上板町保健相談センターが開所いたします。

令和２年１月より建設を進めてまいりました「上板町保健相談センター」が完成し開所の運びとなりました。新型コロナウイルス感染拡大予防のため内部での落成式となりましたことを御報告いたします。

保健相談センターは上板町の地域住民一人ひとりの健康づくりを総合的に支援するための施設です。

保健行政の拠点となるよう努めてまいりますので、保健事業等では、たくさんの住民の方にお気軽にお越しいただき御利用いただきますよう祈念いたします。

４月１日より役場福祉保健課で行っていました保健師業務は保健相談センターで行います。
保健相談センターを紹介いたします。

● お問い合わせ ●　上板町保健相談センター　088 － 694 － 3344

1F

●保健相談センター

保健師、管理栄養士が常駐しています。妊娠届、乳幼児健診、予防接種、がん検診、特定健診、のびのび子育て教室などの保健事業全般の受付及びさまざまな健康に関する相談を行います。

保健相談センター

保健相談室

●保健相談室

個別相談・保健指導・会議等に利用します。
プライバシー保護に配慮しています。

●子育て世代包括支援センター「藍っこ」

３月１日に開所しました。妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う**「子育てに関する総合相談窓口」**です。

☆母子健康手帳の交付及び保健指導など産前・産後のサポートや助産師による産後ケア事業を行います。

子育て世代包括支援センター「藍っこ」

保健衛生室

●保健衛生室

家庭的な雰囲気の中で、赤ちゃんのお風呂の入れ方の指導や栄養指導などを行います。

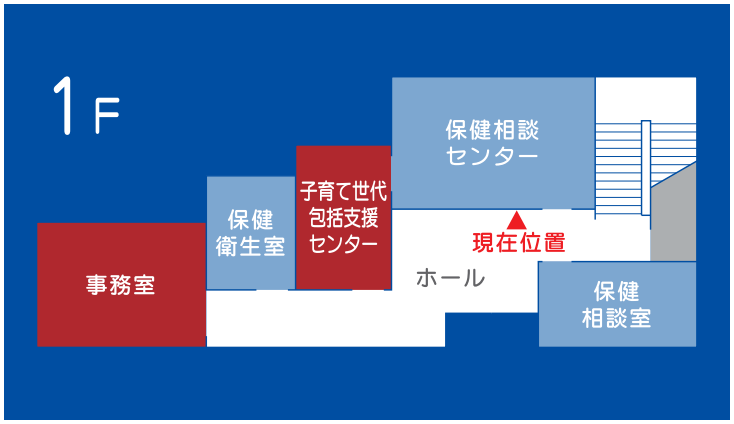

2F

●多目的ホール

乳幼児健診、各種教室、特定健診、集団がん検診の会場として利用し保健事業全般を行う中心となる部屋です。また、講演会などにも利用できるよう会議用机や椅子も準備しています。

多目的ホール

●診察室１・２

プライバシーに配慮し個室の診察室を２部屋用意しています。内科診察、歯科診察やその他心電図検査時などに利用します。

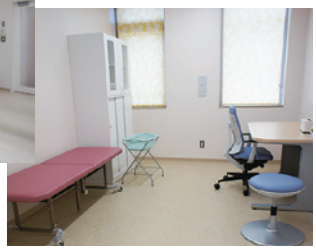
診察室１・２

●授乳室

授乳椅子、おむつ交換台が２台あり同時に２組の方が利用できプライバシー保護のためカーテンで仕切りができます。また、ミニキッチンの設備があり授乳やミルク調乳時の手洗いなど清潔の保持と感染予防ができます。

授　乳　室

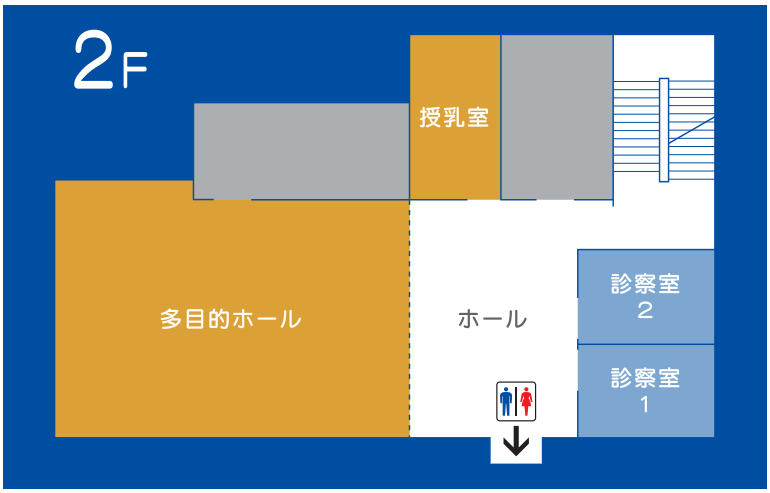

3F

●会議室 A、会議室 B

大小２部屋の会議専用室です。平時は会議用に利用しますが大規模災害発生時には災害時保健活動の拠点として県外や町外から来る災害医療チーム（医師、看護師）の利用を予定しています。

＊２階、３階へはあらゆる年代の方が利用できるよう役場庁舎西側のエレベーターからも来所できます。

会議室 A

会議室 B

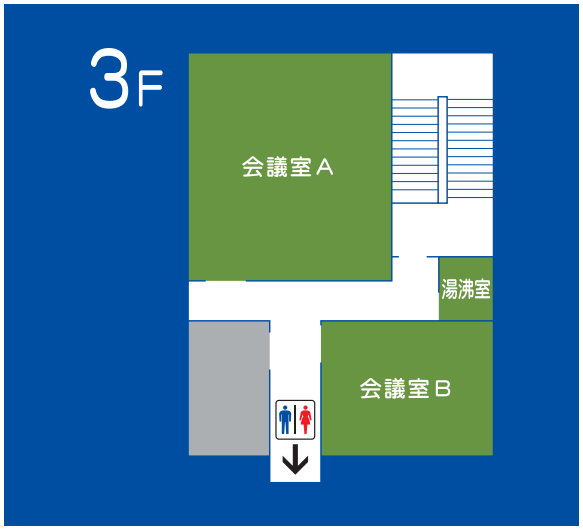

機構改革のお知らせ

令和３年４月１日より、行政ニーズを的確に捉え迅速に応えていく行政運営の推進を図るため、類似性の高い事務事業の集約と専門性の深化を目的に組織再編を行いましたので、その内容をお知らせします。

新しい所属名	主な事務概要
民生児童課 （旧福祉保健課の一部） ☎694−6811	生活保護に関すること
	民生委員、児童委員に関すること
	障害児（者）福祉に関すること
	子育て支援に関すること
	児童福祉に関すること
	母子福祉に関すること
	乳児医療，重度心身障害者医療、母子医療に関すること
	保育所に関すること

新しい所属名	主な事務概要
健康推進課 （税務課・旧福祉保健課の一部） ☎694−6810	国民健康保険に関すること（税は除く）
	後期高齢者医療保険に関すること
	介護保険に関すること
	福祉団体の育成に関すること
	保健衛生に関すること
	老人福祉に関すること
	老人福祉センター、デイサービスセンター及びわかばパークドームの管理運営に関すること
	社会福祉協議会に関すること
	保健相談センターに関すること
	子育て世代包括支援センターに関すること

令和３年４月１日から令和８年３月31日まで次の施設に指定管理者制度が導入されます。

施　設　名	指　定　管　理　者
技の館 ☎637−6555	一般社団法人　ジャパンブルー上板

短期間就労に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業、離職等を余儀なくされた方に対して、情報提供させていただきます。

下記事業者について作業員の募集がありますので、興味のある方またはご質問のある方はお問い合わせください。（なお、作業員については定員に達した時点で募集が終了することもありますので、ご承知おきください。）

事業者名　株式会社ＪＡ板野郡アグリサポート

作業内容　農作業全般

未経験者大歓迎

野菜や苗の育苗管理、収穫・出荷作業に従事します。

● お問い合わせ ●

株式会社ＪＡ板野郡アグリサポート　☎０８８−６９４−３７８２

上板町役場産業課　☎０８８−６９４−６８０６

上板町企業立地雇用奨励金

上板町内に新たに立地した企業が、立地後の操業開始以降３年間の間に上板町内に住所を有する者を新規雇用した場合、制度要綱に基づき１人あたり30万円を交付します。

※雇用内容等により奨励金の交付対象にならない場合があります。また、制度の活用には他にも要件・注意事項がありますので、詳細については上板町役場企画防災課までお問い合わせ下さい。

● お問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎０８８−６９４−６８２４

令和３年度　当初予算の概要

上板町議会３月定例会において令和３年度の一般会計当初予算及び住宅新築資金等貸付事業特別会計など６特別会計の当初予算が議決されました。

一般会計の歳入歳出予算総額は前年度当初予算に比べ3.2%（160,000千円）減の48億円となっております。

歳入面では、町税、地方交付税、臨時財政対策債、及び財政調整基金等の「一般財源総額」は13.3%の減であります。財政調整基金取り崩しによる繰入金は32.4%の減となりますが、次年度以降も厳しい財政状況が続くため、今後における基金の管理については、計画的な運用が不可欠です。

主な施策としては、『子育て支援・若者の定住促進』支援として、結婚を機に新たに住宅を購入等した新婚世帯を応援するための結婚新生活支援事業費補助金や、おむつ等育児用品の購入助成金制度を創設し、少子化対策の強化に取り組みます。『高齢者福祉・社会福祉サービスの充実』対策として、町民の健康の保持及び推進を図る拠点としての保健相談センターを開所します。また、高齢者等世帯を対象とした個別収集業務として「おもいやり回収」を全町で行い、安心して住み続けられる町づくりに取り組みます。『地域資源の活性化と魅力発信』対策として、スマート農業の展開を支援する先進的生産技術導入事業補助金を創設し、農業者の経営強化の支援による農業振興に取り組みます。『災害への万全な備えで安全安心な町づくり』対策として、耐震改修等を促進するため、木造住宅耐震化促進事業費補助金に新たに耐震ベッド設置及び住宅の住替え支援事業を実施し、除却や利活用の支援を行い、安全安心な町としての災害への備えに取り組みます。『財政健全化、町民に開かれた町政』として、緊急度や優先度を踏まえた『取捨選択』を行い、ふるさと納税の拡充など自主財源の確保、事務事業の見直しを行い創意工夫のもと、施策の選択と集中による財政の健全化に取り組みます。

厳しい状況が続きますが、今まで以上に小さなことほど丁寧に、当たり前のことほど真剣に、常にチャレンジ精神をもって取り組み結果を残せるよう努力するとともに、国県の政策・動向等に注視し、住民のニーズにも柔軟に対応していくことが今後の町政運営には必要不可欠ですので、町民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いします。

普通交付税の推移（万円）

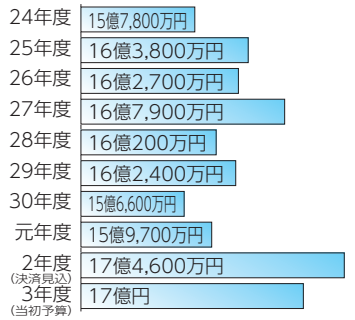

一般会計当初予算の推移（万円）

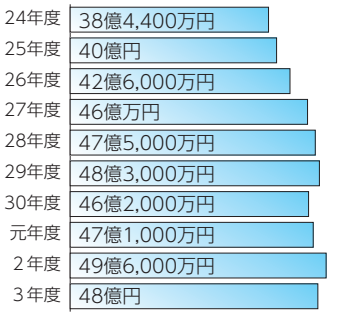

一般会計予算	48億円
特別会計予算	35億円177万円
計	83億円177万円

特別会計	国民健康保険事業	14億7,411万円
	後期高齢者医療事業	1億6,257万円
	介護保険事業	14億9,003万円
	住宅新築資金等貸付事業	1,555万円
	農業集落排水事業	4,342万円
	水道事業	3億1,609万円

一般会計　48億円の内訳

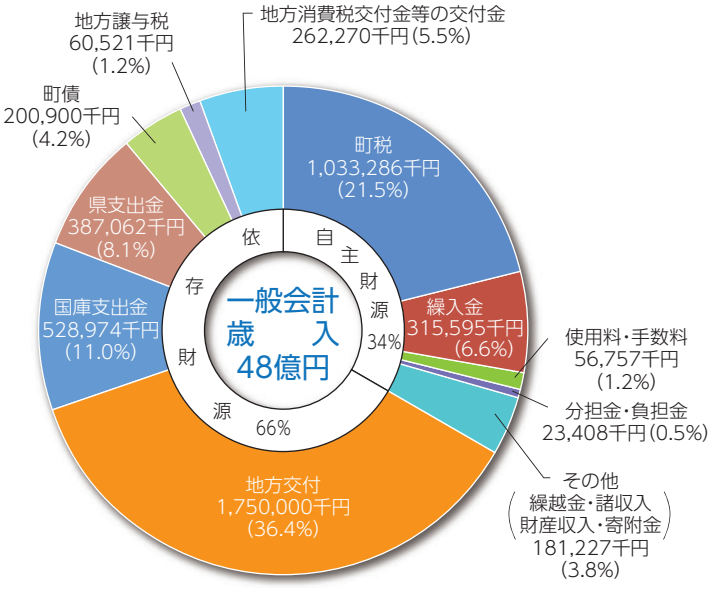

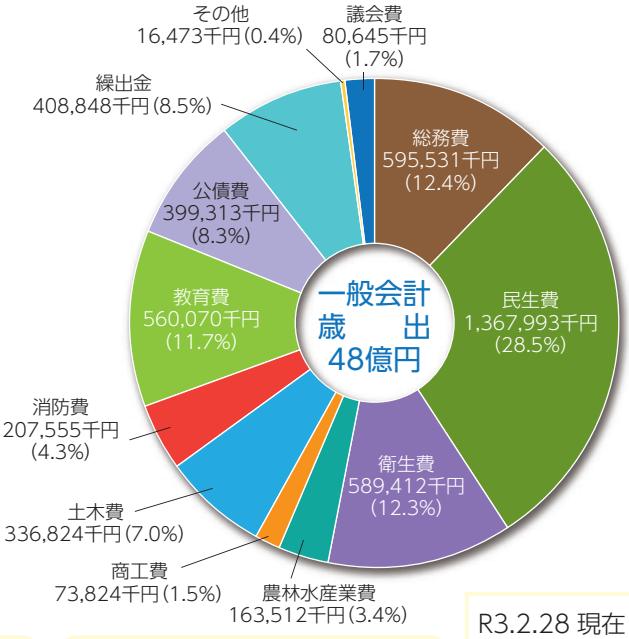

町民１人当たりが納める税金
約87,800円

町民１人当たりに使われる費用
約408,000円

１世帯当たりに使われる費用
約970,900円

R3.2.28 現在
11,766人
(4,944世帯)

100歳おめでとうございます！

梅田健次さん
大正10年3月8日生まれ

3月8日に梅田健次さん（引野）が100歳のお誕生日を迎えられ、県と町から祝状と祝品をお贈りしました。

健次さんは、大正10年3月8日生まれ。32歳で結婚し、3名のお子さんに恵まれました。教員として主に学校現場で活躍されました。

現在は自宅で健やかに過ごされ、テレビを見たり、パソコン操作やお孫さんとのLINEを楽しんでおられるそうです。

長寿の秘訣は、「くよくよせず、時には散歩をし、近所の方とのふれあいや教え子たちとの交流を大切にすること」だそうです。

周りからの祝福の言葉に「ありがとうございます。夫婦共に健康に過ごせているのもありがたいことです。私は皆さんのお陰で生かされてきたんだとつくづく思います。只々感謝あるのみです。幸せな100年であったと感謝しています。」と笑顔で話しておられました。健次さん、これからもお元気にお過ごしください。

なお、町内の100歳以上の方は、13名（女性8名、男性5名）になりました。

上板町立歴史民俗資料館　板野高校インターンシップ展示

令和３年２月16･17日の二日間、徳島県立板野高等学校の１年生３名が資料館でインターンシップを行い、自分たちで研究・計画をした展示をしてくれました。

展示のテーマは「昔の生活用具」で、衣・食・住の３分野の資料を、現在使用されているものと比較する展示をしています。

こちらの展示は、１年間、上板町立歴史民俗資料館第２展示室にて展示する予定です。

資料館にお越しの際は、ぜひ学生たちの展示をご覧ください。皆様のご来館をお待ちしております。

上板町議会だより

令和３年第１回定例会の概要

第１回定例会は、３月３日から３月16日までの14日間（会期は３月17日までの15日間）の日程で開かれました。

開会日には、松田町長から町政に取り組む所信及び提出議案提案理由の説明が行われました。

一般質問では、新型コロナウイルスのワクチン接種、町財政（令和３年度当初予算編成等）、防災対策などについて論議されました。（議員10名から一般質問）

当初予算７議案が各常任委員会（総務・厚生・産業建設常任委員会）に付託され、慎重に審査した後、本議会において委員長報告が行われました。

町長提出議案24件のうち、21件が可決され、人事案件として１件が同意、２件が適任であると答申されました。

議員提出議案７件のうち、３件が可決、１件が当選、１件が採択され、１件が決定されました。また、令和３年度上板町一般会計予算に対し、議員２名より修正動議が提出されましたが、否決となりました。

議会議員全員協議会

令和３年２月25日・３月３日・３月８日・３月16日
第１回定例会提出議案等の協議を行う。

財産区議会

・上板町大山財産区議会（第１回定例会）
令和３年２月９日
・上板町神宅財産区議会（第１回定例会）
令和３年２月12日

東京2020オリンピック聖火リレー 交通規制

令和３年４月15日(木)に聖火リレーが上板町にやってきます。
そのことに伴い、次のとおり交通規制が行われますので、迂回･公共交通機関の利用にご協力ください。

規制時間：４月15日(木) 14:15頃～15:45頃

- リレーの進行状況により規制時間が前後する可能性があります。
- 規制中は、自転車・歩行者もコースへの進入・横断が出来ません。
- コース周辺上空でのドローンを含む小型無人機等の飛行は禁止されております。

※聖火リレーの詳細情報につきましては「東京2020オリンピック聖火リレー徳島県実行委員会」のホームページをご覧ください。

上板サッカースポーツ少年団

第１回貞光ゆうゆうぱーくチャレンジリーグ　優勝（令和３年２月13日、21日開催）
ナガイ Jr フットサル CUP　U12　準優勝（令和３年２月28日開催）

第１回貞光ゆうゆうぱーくチャレンジリーグ優勝

ナガイ Jr フットサル CUP U12 準優勝

コロナの影響で去年の３月からは練習もできず、悔しい思いもしましたが、練習再開時にはみんなでサッカーができることに喜び、一生懸命練習してきました。大会数も例年より少なくなった中で、６年生最後のサッカー大会、フットサル大会で良い結果を残すことができ、本当に良かったです。これからも頑張っていきますので応援よろしくお願いいたします。

(ナガイ Jr フットサル CUP U12)

令和３年度　上板町文化センター　講座受講生募集

講　座　名	受 講 日	開始時間	受講料	準備物	講師名	会　場
カラダ年齢若返り体　操　教　室	毎月第３火曜日	午前10時00分	無　料	ヨガマット 飲料水	関本　真美	第１分館
カラダ年齢若返りヨ　ガ　教　室		午前11時00分				
フラダンス教室	毎月第２・４金曜日	午後２時00分	月 1,000円		松本　美穂	文化センター
生　け　花　教　室（桑原專慶流）	毎月第２・４木曜日	午後１時30分	花代 １回　800円	花器・剣山 ハサミ 筆記用具	川崎　富枝	文化センター
書　道　教　室（小・中学生対象）	毎週水曜日	午後５時	会報誌 月　600円	書道道具	岡本　恵治	第１分館
パッチワーク教室	毎月第２火曜日	午後１時30分	材料代実費	裁縫道具	眞鍋　美喜	文化センター
健康ヨガ教室	毎月第１木曜日	午後１時30分	無　料	飲料水・ヨガマット	勝占公美子	第１分館
日本舞踊教室	毎週火曜日	午後１時30分	無　料		平野シマコ	文化センター
スポーツ吹矢教室	毎月第１・３水曜日	午前９時	無　料	吹矢道具	日野　繁子	文化センター
吊し飾り教室	毎月第１・３水曜日	午後１時30分	材料代実費	裁縫道具	上原千代子	文化センター
古　典　講　座	毎月第２火曜日	午後１時30分	月　500円	古語辞典 ノート 筆記用具	野村千恵子	文化センター
太極拳教室(午前の部)	毎週火曜日	午前９時20分	月 3,000円	タオル 飲料水	盛下のぶ子	文化センター
太極拳教室(午後の部)	毎月第１・３木曜日	午後７時30分	月 1,500円			
大　正　琴　教　室	毎月第２・４水曜日	午後１時30分 午後３時30分	月　3,300円 入会金　1,500円＋税 年会費　2,500円＋税		金井　宏美	文化センター
いきいき百歳体操教室	毎週木曜日	午後１時30分	無　料	タオル・飲料水	理学療法士	文化センター
オカリナ教室	毎月第１・３金曜日	午後１時30分	無　料	オカリナ	松尾　義和	文化センター
生活習慣病予防体　操　教　室	毎月第１月曜日	午前10時	無　料	室内用運動靴 タオル・飲料水 ヨガマット	長谷部裕之	文化センター
折　り　紙　教　室	毎月第１・３水曜日	午後１時	無　料	折り紙	吉田　　弘	文化センター
手　作　り　教　室	毎月第４月曜日	午後１時30分	無　料	裁縫道具	多賀　早苗	文化センター
よみっこ広場	毎月第１・３水曜日	午前10時	無　料			文化センター

《お申し込み・お問い合わせ》上板町文化センター（☎０８８－６９４－３０２０）

令和３年度　馬道会館受講生募集

講　座　名	受講日	開始時間	講　師	内容・持参する物・材料費		締め切り日
ペン習字教室	毎月第１・３水曜日	午後７時30分	佐藤　千種	ペン、昇級テスト代（受験者のみ）他		随時
フラワーデザイン教室	毎月第３木曜日 初回４月15日(木)	午後１時30分	近藤佐起江	季節のアレンジメント 花ばさみ、新聞紙	４月～９月 ６回 12,000円	４月８日 (木)
寄せ植え教室	４月28日(水)	午後１時30分	花　　由	春のガーデニング	2,000円	４月23日 (金)
押し花教室	毎月第１火曜日	午後１時30分	近藤佐起江	季節の花を押してみよう	額代	随時
手まり作り教室	毎月第２木曜日	午後１時30分	中山　和子	裁縫道具	材料代	随時

■その他相談事業

くらしの保険相談	５月25日(火) 奇数月 第４火曜日	午後１時30分	吉岡　運生	年金・健康保険・失業保険 労災保険・交通事故 生命保険・住宅ローン等	無料	

※お申し込みは、☎088－694－4868馬道会館までお願いします。

上板ふれあいクラブ

みんな楽しく、いい汗かいて　健康な体づくり

令和３年度　会員募集中！　日曜・祝日休み

教　室　名	開設日時	会　　場	指導者等	備　考
①キッズサッカー	第２・４月曜日 19:00～20:00	東光小学校体育館	多富義和 町スポーツ推進委員	４歳～ 小学３年
②からだスッキリエアロ	毎週火曜日 13:30～14:30	上板ふれあいクラブ （ふれあいセンター内）	矢野真弓 トクシマフィットネスラボ	有料
③太極拳	毎週水曜日 13:30～15:30	上板ふれあいクラブ （ふれあいセンター内）	上板ふれあいクラブ 太極拳愛好会	
④エンジョイエアロ	毎週木曜日 19:30～20:30	上板ふれあいクラブ （ふれあいセンター内）	矢野真弓 トクシマフィットネスラボ	有料
⑤健康吹き矢	第２・４木曜日 13:30～14:30	上板ふれあいクラブ （ふれあいセンター内）	井坂道子・岡本佐和子	
⑥健康ストレッチ	第２・４木曜日 15:00～15:30	上板ふれあいクラブ （ふれあいセンター内）	板東宏一 ばんどう接骨院院長	
⑦キッズスポーツ教室	第２・４土曜日 14:00～15:00	上板ふれあいクラブ （ふれあいセンター内）	八尾景子 子ども身体運動発達指導士	幼稚園～ 小学２年
⑧ニュースポーツ （カローリング）	第１・３土曜日 13:00～14:30	農村環境改善センター 多目的ホール	上板町 スポーツ推進委員	
⑨バウンドテニス	第１・３土曜日 15:00～17:00	農村環境改善センター 多目的ホール	西條勝行 県バウンドテニス協会	
⑩ダンススポーツ	毎週土曜日 15:00～17:00	中央公民館大会議室 （役場２F）	濱　清枝 徳島県ダンススポーツ連盟公認指導員	
卓球を楽しもう 筋力トレーニング	月～金13:00～20:00 土　13:00～18:00	上板ふれあいクラブ （ふれあいセンター内）	お友達や家族で卓球を楽しみませんか（貸ラケット有）	筋トレ 高校生以上使用可

【会費・スポーツ安全保険料】 ※会費とスポーツ安全保険料を支払えば、教室に参加できます。

区　分	年会費	家族２人目から	団体（10人以上）	団体（20人以上）	スポーツ安全保険
大人（高校生以上）	3,000円	2,500円	2,500円	2,000円	1,850円
高齢者（65歳以上）	2,500円	2,000円	2,000円	1,500円	1,200円
中学生以下	2,000円	1,500円	1,500円	1,000円	800円
ファミリー	8,000円	同一世帯で人数制限なし（要：保険加入）			
フリーパス	20,000円	スポーツ安全保険料・すべての教室参加料込			

※ 会費・スポーツ安全保険は令和４年３月31日まで有効
※ 筋トレ・卓球　使用料
（会員1か月500円、会員外1回町内300円、町外500円）
※ 上板町外の方は、年会費＋500円
※ ⑤、⑧、⑨の教室は維持費として（年間500円）

【お申し込み・お問い合わせ】
上板ふれあいクラブ事務局　088－679－7788
開設時間　月～金13:00～20:00　土13:00～18:00

●入会申込書は、上板町ふれあいセンターにあります。

令和３年度

中央公民館各種講座案内

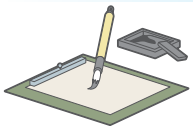

上板町中央公民館では、次の講座を開講します。
豊かで生きがいのある人生を送るため、あなたも受講してみませんか？

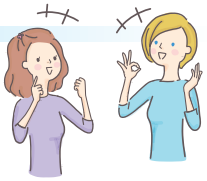

No.	講座名	定員	学習日と場所	講師名	対象
1	英会話（初心者対象）	15	毎週月曜：月４回 19：00～第２会議室	中学校英語指導助手 フロスト　ダニエル	成　　人
2	英会話（中級程度）	15	毎週月曜：月４回 20：10～第２会議室		
3	中 国 語	20	毎週火曜：月４回 19：30～第２会議室	近藤　珠梨	成　　人
4	日本舞踊	20	第２・４水曜：月２回 19：30～第３会議室	西條　澄子	成　　人
5	書　　道	15	第１・３水曜：月２回 19：30～第１会議室	永井　厚子	高校生以上
6	詩　　吟	15	第２・４金曜：月２回 19：30～第１会議室	原田　重利	成　　人
7	詩　　吟	15	第１・３木曜：月２回 19：30～第１会議室	西條　陽一	成　　人
8	童謡を歌おう	30	第１・３金曜：月２回 19：30～大会議室	佐々木　孝枝	小学生～成人
9	三 味 線	15	第１・３木曜：月２回 10：00～試食室	杵家　弥津穂	成　　人
10	日本舞踊・阿波踊り	20	第１・３土曜：月２回 13：30～第３会議室	平野　シマコ	３歳～成人

〇合同開講式および初回開講日の日程は申込者に個別文書にてお伝えいたします。
※今後の状況により、講座の開講を延期または中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。

申込方法

上板町中央公民館事務局（教育委員会内）に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください（郵送可）。
申込書は、上板町ホームページからもダウンロードすることができます。
電話や指定申込書以外の受付は行っていません。

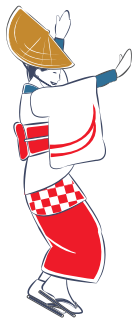

窓口受付時間　平日の午前８時30分～午後５時

受講料　無料です。ただし、実習材料費等は個人負担（実費）でお願いします。

受講資格　上板町内在住・在勤、積極的な学習意欲のある人で、各講座の対象となる人。

注意事項

前年度受講者も申し込みできますが、初心者の方を優先いたします。定員に達し次第受付を終了します。また、申込人数が５名以下の場合、開講できないことがございます。予めご了承願います。

童謡を歌おう講座について、夜間に開講される講座のため、小学生以下の受講の際は必ず保護者の方と一緒に受講いただきますようお願いします。

その他

今後の公民館講座を開講するにあたり、「興味がある」「受けてみたい」等の講座がございましたら、是非お知らせください。講座開設の参考とさせていただきます。

令和３年度

老人福祉センター講座・介護予防教室・健康づくり事業のご案内

上板町社会福祉協議会では、高齢者の方々が、健康の保持増進を推進し、趣味を生かした介護予防を目的とした下記講座・教室を開催いたします。ぜひ皆さん、お友達を誘ってご参加ください。

《上板町老人福祉センター講座》

福祉センター講座	定員	受講日	時間	場所	開講日
短歌講座	20名	月１回　第３火曜日	10:00～11:30	老人福祉センター	５月18日(火)
俳句講座	20名	月２回　第２・４火曜日	13:30～15:30	老人福祉センター	５月11日(火)
書道講座	12名	月２回　第１・３火曜日	13:30～15:00	老人福祉センター	５月11日（第２火）
陶芸教室	20名	月２回　第１・３金曜日	9:30～12:00	老人福祉センター	５月７日(金)
健康運動	30名	月２回　第１・３木曜日	13:30～14:30	老人福祉センター	５月６日(木)

受講料は無料ですが、実習材料費は個人の負担（実費）となります。

《介護予防事業》

受講対象者…65歳以上で介護予防教室への参加を希望される方に栄養、歯科、運動の項目について、現在の生活状況がわかるアンケートを実施して頂きます。その結果、多くの項目に該当し、生活機能の維持改善のため、見直しが必要とみなされた方が対象となります。

	定員	受講日	時間	場所	開講日
介護予防教室	15名	７月～９月（３か月間） 毎週火曜日	栄養教室 9:30～10:10 歯科教室 10:20～11:00 運動教室 11:10～11:50	老人福祉センター	７月６日(火)

◎申し込み締め切りは４月末日とさせていただきます。
◎振り返り講習日（２回）　①令和３年12月７日(火)　②令和４年３月１日(火)

《健康づくり事業》

講座名	定員	受講日	時間	場所	開講日
みんなでからだ元気！	30名	月１回　第１月曜日	10:00～11:00	東老人集会所	５月10日（月）
みんなでからだ元気！	30名	月１回　第２金曜日	10:00～11:00	西老人集会所	５月14日（金）
みんなでからだ元気！	30名	月１回　第３金曜日	10:00～11:00	西分老人集会所	５月21日（金）
みんなでからだ元気！	30名	月１回　第４金曜日	10:00～11:00	南老人集会所	５月28日（金）
太極拳	20名	月１回　第２木曜日	10:00～11:30	西分老人集会所	５月13日（木）
太極拳	20名	月１回　第４木曜日	10:00～11:30	南老人集会所	５月27日（木）
いきいき百歳体操	20名	月１回　第２月曜日	10:00～11:00	西分老人集会所	４月12日（月）

※受講資格、上板町内在住で、老人クラブ会員及び一般の方々。

● お申し込み・お問い合わせ ●　上板町社会福祉協議会事務局　☎ ０８８－６９４－６１５５

とくしま上板熱中小学校　第９期入学生募集中！

色々な人と出会い、刺激を受けながら学べる場を提供する“大人の社会塾”を「上板町技の館」で実施しています。４月から第９期がスタートします。

第１回目の授業は、４月17日（土）13：00～です。初回の講師は、ピーター・バラカン氏、立木さとみ氏のお二人をお迎えします。

ピーター・バラカン 氏

4月17日
13:00

ラジオ DJ、ブロードキャスター、元 Inter-FM 執行役員
1980年にシンコー・ミュージックを退社後、執筆活動、ラジオ番組への出演などを開始し、YMO の海外コーディネーションを担当。現在は放送番組の制作、出演を中心に活動中。毎年、秋には自身が監修する音楽フェスティヴァル「LIVE MAGIC!」を開催している。

立木 さとみ 氏　立木写真舘 1883

連続テレビ小説「なっちゃんの写真館」を覚えていらっしゃいますか？このドラマのモデルにもなった立木写真舘の立木さとみ氏は、１枚の写真にまつわるロシアと日本の不思議な縁の話をしてくださいます！

その他にも、第９期では懐石辻留の辻育子氏×料理家の山田玲子氏のコラボで日本文化の食と茶事を学ぶ一日や、阿波踊りを体験する一日等々盛りだくさんです。

授業以外にも、藍の栽培や米づくりにも挑戦する予定です！あなたも新しい仲間と一緒に、熱中の世界をのぞいてみませんか？

期　　間：2021年４月～2021年９月　毎月、土曜日または日曜日　13：00～16：00（予定）
場　　所：上板町技の館　２階（上板町泉谷字原東32-4）
授 業 料：１万円（材料費別、授業回数約 10 日開講 /約15コマ）
申込方法：ホームページから入学申込み可能。詳しくは「とくしま上板熱中小学校」で検索！
または、電話や FAX、メールでも受付しています。
TEL：088-694-7766 ／ FAX：088-694-7767 ／ Mail:ai@necchu-kamiita.com

お問い合わせ　**一般社団法人ジャパンブルー上板**
〒771-1310　徳島県板野郡上板町泉谷字原東32番地４
088－694－7766　FAX 088－694－7767　Mail:ai@necchu-kamiita.com　https://jblue-kamiita.com

水道課からのお知らせ

宅内漏水にご注意ください！

●水道メーターを見て、使用水量を把握してください。宅内漏水の早期発見になります。
●漏水が見つかったときは、個人負担でお近くの水道工事店等に依頼して、修理してください。

宅内漏水の見つけ方

◎次のようにしていただきますと、水漏れがわかります。
①家中の蛇口を全て閉めましょう。
②メーターボックスのフタを開けてメーターを見ます。
　銀色か赤色の星のような形のもの（パイロット）を、確認しましょう。
③パイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。

◆次の場合は、申請手続きが必要になります。

○水道を開栓・休止・廃止・撤去する場合
（例）お引っ越し

○名義人・使用者を変更する場合
（例）名義人の死亡

※メーターボックスの上には、物を置かないようにしてください。

● お問い合わせ ●　上板町役場　水道課　☎０８８－６９４－６８１７

ガーデニング教室のお知らせ

春は初心者でもガーデニングが楽しめる時期です。
春カラーを意識したり、鉢にもこだわったりして、おしゃれなガーデニングをしてみませんか。
贈り物にも最適です。

日　時　４月28日（水）午後１時30分～
場　所　馬道会館　☎０８８－６９４－４８６８
　　上板町西分字原渕18番地２
申し込み締め切り　４月23日（金）午後５時まで
材料代　2,000円

レジンでヘアアクセサリーを作りませんか？

ハンドメイド好きの方に人気の「レジン」
様々な型に好きなパーツを入れて固めます。
世界に一つだけのヘアクリップ、ポニーフック等を作って春気分を高めましょう！
母の日のプレゼントにも最適です。

日　時　４月26日（月）午後１時30分～
定　員　15名（先着となりますので、お早めに電話でお申し込みください）
参加費　材料費600円～1,000円程度
場所・お問い合わせ　馬道会館
　上板町西分字原渕18番地２
　☎０８８－６９４－４８６８

マイナンバーカードつくってみよう！

STEP 1 まずは必要なものをチェック！

スタート 市区町村から通知カードと一緒に送られてきた**交付申請書**を持っていますか？

持っている！

→ 4つの方法から申請ができます！ STEP 2へ！

ご自身で申請したい！

持っていない！

→ お住まいの市区町村窓口へ！

交付申請書を再発行してもらえます。
※本人確認書類をお忘れなく！

※本人確認書類
A. 1点で確認できるもの
（運転免許証 パスポート 身体障害者手帳など）
B. Aがない場合は2点
（健康保険証・介護保険証 年金手帳・学生証など）

→ 市区町村窓口に提出

→ 手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードして、郵便で申請できます！

マイナンバーカード 郵便

顔写真の貼り付けとマイナンバーの記入が必要です！

STEP 2 あなたは何派？ マイナンバーカード申請方法診断チャート！

スマホを使いこなしている！

自撮りもお手のもの！

スマートフォンで申請

郵送に比べてカードの仕上がりが早い！

必要なもの

交付申請書

スマートフォン

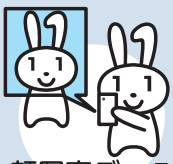

顔写真データ

パソコン作業が得意！

操作はお手のもの

パソコンで申請

必要なもの

交付申請書に記載の申請書ID（半角数字23桁）

パソコン

顔写真データ

文字を書く方が得意！

この想い、届け〜！

郵便で申請

必要なもの

交付申請書

証明写真（6ヶ月以内に撮影したもの）

封筒

自撮りが苦手・・・

上手に撮れない！ 手が震えちゃう〜！

証明用写真機で申請

必要なもの

交付申請書

写真代

このマークが目印！

ゴール

申請から約1か月後、市区町村から「交付通知書」が届きます！
交付通知書に記載の必要書類を持参して予約の上、
あなたのマイナンバーカードを受け取りに行きましょう！

交付通知書

マイナンバーカード申請用の顔写真無料撮影と申請書作成サポートについて（予約制）

マイナンバーカードの申請を希望される方に対して、申請に必要な顔写真の撮影を無料で行い、申請のお手伝いをしています。顔写真撮影はご予約が必要となりますので、お電話にてお問い合わせください。

※申請してから約１か月後に役場から受け取りのハガキが届きますので、必要書類を確認し、事前にご予約の上、役場住民人権課までマイナンバーカードの受け取りにお越しください。

●受付時間

平日　午前９時～午後４時30分

●場　所

上板町役場　住民人権課

●対　象

上板町に住民登録している方

●必要なもの

① 本人確認書類

A．１点で確認できるもの

運転免許証・パスポート・在留カード・身体障害者手帳など

B．Aがない場合は２点

健康保険証・介護保険証・医療受給者証・年金手帳・学生証など

② 個人番号カード交付申請書（通知カードに付随している申請書）

※お持ちでない方は再発行できます。

● 予約連絡先 ●

上板町役場　住民人権課　088－694－6809（平日午前８時30分～午後５時15分）

※ご予約状況により、ご希望に添いかねることもございますので、ご了承ください。

令和3年4月

マイナンバーカード交付の休日窓口開設（事前予約制）について

マイナンバーカードを平日に受け取りが困難な方のため、休日窓口を開設します。

既にマイナンバーカードを申請済で、かつ「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」（ハガキ）がご自宅に届いた方が対象です。

なお休日窓口は混雑緩和の為、**ご予約頂いた方に限ります。**ご希望の方は、**令和３年４月22日（木曜日）までに、電話でご予約のうえ、必ずご本人**がお越しください。

受取りの際に必要な書類

①交付通知書(はがき)

※ご来庁前に、裏面の回答書（住所・氏名・年月日）に署名または記名押印をあらかじめお願いします。

※個人番号カードの暗証番号も事前に考えておいてください。

②通知カード

③住民基本台帳カードまたは個人番号カード(お持ちの方のみ)

④本人確認書類(原本)

A. **1点**で確認できるもの

運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳 等

B. **Aがない場合は２点**

(氏名・生年月日または氏名・住所の記載のあるもの)

健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、年金証書、本人名義の預金通帳、学生証 等

※15歳未満の者は親権者と一緒にお越しいただき、追加で次のものが必要です。

○親権者の本人確認書類

上記④本人確認書類(原本)のAまたはB

○戸籍謄本(親権者と同一世帯または本籍が上板町の場合は不要)

取　扱　業　務

・マイナンバーカードの受け取り

※ご予約頂いた方のみの対応となり、その他の業務（電子証明書の更新・マイナポイントの予約・申込等）については受付していませんので、あらかじめご了承ください。

開設日時（事前予約制）

令和３年４月25日（日曜日）

９時15分～11時30分（11時15分受付終了）

※予約時間に遅れた場合は、交付の順番が大幅に前後し、長らくお待ちいただく場合がありますので、必ず時間厳守でご来庁をお願いします。

場　　所

上板町役場　住民人権課

予 約 連 絡 先

上板町役場　住民人権課　088－694－6809

※ご予約は、開庁日（平日：８時30分～17時15分）に**4月22日（木曜日）までに**電話で申し込みをお願いします。

※ご予約状況により、ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。

INFORMATION

保健師からのお知らせです

■高齢者の肺炎球菌予防接種の費用助成について
■風しんの追加的対策について
（風しん抗体検査・風しん第５期定期予防接種）
■新型コロナウイルスワクチンに関するコールセンターについて
■麻しん風しん混合
（麻しん・風しん単独も可）予防接種について
■上板町風しん予防接種費助成について

1 高齢者の肺炎球菌予防接種の費用助成について

肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防するためのものです。
接種を希望する方はかかりつけ医療機関へ申し込んでください。**※要予約**

⑴定期接種対象者

上板町に住民票があり接種を希望する方で、
下記①～②に該当する方のうち、今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。

①令和３年度に下記年齢になる方

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和31年４月２日生～昭和32年４月１日生	85歳	昭和11年４月２日生～昭和12年４月１日生
70歳	昭和26年４月２日生～昭和27年４月１日生	90歳	昭和６年４月２日生～昭和７年４月１日生
75歳	昭和21年４月２日生～昭和22年４月１日生	95歳	大正15年４月２日生～昭和２年４月１日生
80歳	昭和16年４月２日生～昭和17年４月１日生	100歳	大正10年４月２日生～大正11年４月１日生

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

⑵自己負担額　4,000円（接種費用から公費負担を除いた金額です。）
※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

⑶接種可能期間　**令和３年４月１日から令和４年３月31日まで**

※町からの費用助成の対象となるのは、この期間中の１人１回のみです。
この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種（全額自己負担）となりますので、ご注意ください。

⑷その他
今年度助成の対象となる方へは４月に個別通知を送付いたします。
通知を紛失した場合、下記までお問い合わせください。

2 麻しん風しん混合（麻しん・風しん単独も可）予防接種について

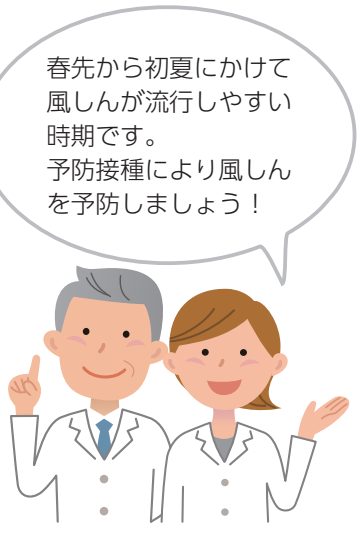

麻しんは麻しんウイルスの空気感染によって起こります。感染力が強く、発熱、せき、鼻汁、めやに、発疹を主症状とします。主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

風しんは風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。軽い風邪症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などがあります。

定期接種の該当者は以下の通りです。確実に予防するために２回の予防接種が必要ですので、通知を受け取ったら早い時期に受けてください。

第１期：１歳児
第２期：小学校入学前１年間の幼児

● お問い合わせ ●　上板町保健相談センター　☎０８８－６９４－３３４４

3 風しんの追加的対策について（風しん抗体検査・風しん第５期定期予防接種）

厚生労働省は、平成 30 年の風しんの流行を受け、同年12月に、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった**昭和37年４月２日から昭和54年４月１日までの間に生まれた男性**に対し、風しん抗体検査及び予防接種（風しん第５期定期予防接種）を行うこととしました。この対策の実施期間は平成31年４月１日から令和４年３月31日までの３年間となります。

実施にあたっては、まず、風しん抗体検査を行い、検査結果が一定の基準を満たさない方が、風しん第５期定期予防接種の対象者となります。

1. 対 象 者　昭和37年４月２日から昭和54年４月１日の間に生まれた男性

※**「昭和47年４月２日から昭和54年４月１日の間に生まれた男性」**には、令和元年５月にクーポン券を個別通知しております。
「昭和37年４月２日から昭和47年４月１日の間に生まれた男性」には、令和２年４月にクーポン券を個別通知しております。
クーポン券を紛失された方には、再発行することができますので、上板町保健相談センターまでお問い合わせください。

2. 実施回数　風しん抗体検査・風しん第５期定期予防接種それぞれ１回

3. 実施期間　平成31年４月１日から令和４年３月31日まで

4. 実施機関　契約医療機関
※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧いただくか、上板町保健相談センターへお問い合わせください。

5. 費　　用　風しん抗体検査・風しん第５期定期予防接種それぞれ原則無料

6. 実施方法　①上記の対象者へ風しん抗体検査・風しん第５期定期予防接種のクーポン券を送付する。
（令和元年度・令和２年度に送付しているクーポン券を紛失された方は上板町保健相談センターへお問い合わせください。）
②クーポン券を持参し、風しん抗体検査を以下のいずれかで受検する。
1.）契約医療機関
2.）特定健診の機会
3.）事業所健診の機会
③医療機関又は健診機関から風しん抗体検査結果を受け取る。
④抗体価が HI 法にて「8 倍未満・8 倍」の場合、クーポン券を持参し契約医療機関にて風しん第５期定期予防接種を受ける。
※抗体価が HI 法にて「16倍」の場合は「上板町風しん予防接種費助成」の対象になります。

風しん抗体検査・風しん第５期定期予防接種を受ける際は、必ずクーポン券をご持参ください。

● お問い合わせ ●　上板町保健相談センター　☎０８８−６９４−３３４４

4 上板町風しん予防接種費助成について

妊婦の風しん感染予防を強化し、及び先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しんの感染予防を目的とした風しんワクチンの接種を受けた方に対し、その予防接種に係る費用を助成いたします。

1. 対 象 者　⑴予防接種を受けた日に上板町に住所を有する方で、風しんの抗体検査において陰性と診断され、かつ、次のいずれかに該当するものであること。
ア　妊娠を希望する、又は妊娠する可能性の高い女性
イ　昭和37年４月２日から平成２年４月１日までの間に生まれた男性（風しん第５期の対象者を除く）
⑵予防接種を受けた日が、平成25年10月22日以降であること。

2. 助成回数　１回

3. 助成金額　ア　風しん単抗原ワクチン　3,500円
イ　麻しん風しん混合ワクチン　5,000円
ただし、接種費用がこの金額に満たない場合は実際の接種費用を助成する。

4. 申請時に必要な物　次に掲げる書類の原本もしくはコピーを持参してください。
⑴風しんの抗体検査において陰性と判断された者であることを証明することができる資料
⑵当該予防接種に要した費用に係る領収書
⑶予防接種を受けたことがわかる書類（接種済証、又は本人申請）
⑷費用を振り込む通帳（本人名義のものに限る）
⑸印鑑
⑹本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

5 新型コロナウイルスワクチンに関するコールセンターについて

町民のみなさまからの新型コロナウイルスワクチン接種に関するお問い合わせにスムーズに対応できるよう、専用のコールセンターを板野郡５町合同で開設します。

板野郡新型コロナワクチン予約・相談センター

電話番号：088-624-9833
FAX番号：088-624-9855
※FAX専用の相談の様式は上板町ホームページに掲載しております。
開設時間：午前８時30分から午後５時30分（平日・土日・祝日）
内　　容：集団接種等の接種予約に関すること
ワクチンの接種可能な医療機関等の情報提供
ワクチン接種に関する相談
※予約受付開始までは相談・お問い合わせのみの対応とさせていただきます。
※予約受付･接種開始などについては、ワクチン供給が整い次第、広報かみいたやホームページ等でお知らせします。

徳島県新型コロナワクチン専門相談コールセンター

電話番号：0120-808-308
FAX番号：0120-939-412
メールアドレス：vaccine_tokushima@bricks-corp.com
開設時間：24時間（平日・土日・祝日）
相談内容：副反応などの医学的知見が必要となる専門的な相談
（例：接種後３日経過したが、注射部位が腫れているため、医療機関を受診したほうがよいか）

厚生労働省新型コロナウイルスワクチンコールセンター

電話番号：0120-761-770
開設時間：午前９時から午後９時まで（平日・土日・祝日）
相談内容：コロナワクチン施策の在り方等に関する問い合わせ

● お問い合わせ ●　上板町保健相談センター　088－694－3344

4月　保健行事予定表

Ⅰ．健康相談・健康教育

月／日	時　間	場　所	内　容	担　当
4/6	10：00～11：30	保健相談センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士
5/11	10：00～11：30	保健相談センター	個別健康相談	保健師

Ⅱ．乳幼児健康診査

1．乳児健康診査

月／日	受付時間	場　所	内　容	該当者
4/7	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	令和2年5月･6月･11月･12月生

2．のびのび子育て教室

月／日	受付時間	場　所	内　容	該当者
4/16	9：50～10：00	保健相談センター	離乳食教室、赤ちゃんの成長発達･事故予防・予防接種について	令和2年11月28日～令和3年2月21日生

3．股関節脱臼検診・ブックスタート

月／日	受付時間	場　所	内　容	該当者
4/21	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	令和2年11月28日～令和3年2月21日生

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日程を変更又は中止させていただく場合があります。その際は、電話や個別通知等でご連絡させていただきます。

令和3年4･5月分 〈4/1～5/10まで〉 在宅当番医

市外局番は（088）です。

■担当時間■　平日 18：00～22：00　休日 9：00～22：00

4月	1（木）	川原眼科	694－8388
	2（金）	浦田病院	699－2921
	3（土）	有住内科クリニック	698－8655
	4（日）	かまだ眼科	678－8585
	5（月）	芳川病院	699－5355
	6（火）	井上医院	699－8070
	7（水）	春藤内科胃腸科	699－3777
	8（木）	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699－2787
	9（金）	かまだ眼科	678－8585
	10（土）	堀口整形外科	698－5111
	11（日）	山根眼科	692－8171
	12（月）	有住内科クリニック	698－8655
	13（火）	堀口整形外科	698－5111
	14（水）	藤本クリニック	698－0303
	15（木）	越智内科胃腸科	698－3111
	16（金）	平野内科	698－8060
	17（土）	藤本クリニック	698－0303
	18（日）	有住内科クリニック	698－8655
	19（月）	山田外科内科	698－5500
	20（火）	吉野川病院	698－6111
4月	21（水）	片山医院	698－2625
	22（木）	新居内科	698－8808
	23（金）	田根内科胃腸科	698－0123
	24（土）	越智内科胃腸科	698－3111
	25（日）	堀口整形外科	698－5111
	26（月）	いのもと眼科内科	698－8887
	27（火）	北島こどもクリニック	697－2221
	28（水）	平野内科	698－8060
	29（木）	藤本クリニック	698－0303
	30（金）	つかさクリニック	697－2323
5月	1（土）	山田外科内科	698－5500
	2（日）	きたじま田岡病院	698－1234
	3（月）	きたじま田岡病院	698－1234
	4（火）	きたじま田岡病院	698－1234
	5（水）	きたじま田岡病院	698－1234
	6（木）	中村耳鼻咽喉科クリニック	697－3213
	7（金）	健生きたじまクリニック	698－9629
	8（土）	吉野川病院	698－6111
	9（日）	越智内科胃腸科	698－3111
	10（月）	こまつばら整形外科	698－5108

担当時間以外の深夜の救急

きたじま田岡病院	698－1234	全日対応ですが、要確認
稲次病院	692－5757	水曜日、土曜日は受診前に要確認
東徳島医療センター	672－1171	対応日は確認してください

※休日･夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

お問い合わせは上板町保健相談センターまでお電話ください　088－694－3344

「上板町敬老祝金支給事業」について

上板町では、高齢者に対し、敬老の意を表すとともに、町民の敬老意識の高揚及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、敬老祝金を支給します。

●支給対象者

上板町に住所を有し、次のいずれかに該当する方。

(1) 基準日（当該年９月１日）において、満88歳の方。

(2) 当該年の４月１日から翌年３月31日までに満99歳又は満100歳に到達する方。

(3) 基準日（当該年９月21日）において、満101歳以上の方。

●申請手続き

満88歳の方は申請が必要となります。対象となる方には９月以降に案内通知と申請書を送付いたしますので、対象者又は代理人が申請書に必要事項を記入し、役場健康推進課へ提出してください。満99歳、満100歳、満101歳以上の方は申請書の提出は不要です。

※申請の際は、印鑑・本人確認書類（健康保険証等）・振込先の通帳写し（本人名義のもの）を持参してください。なお、代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。

※当該年度を超えての申請はできません。

●支給金額

満 88歳の方	10,000円
満 99歳の方	30,000円
満100歳の方	50,000円
満101歳以上の方	10,000円

● お問い合わせ ●　上板町役場　健康推進課　☎０８８－６９４－６８１０

高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業について

上板町では、高齢者の日常生活における利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図ることを目的として、高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業を行っております。対象者は、75歳以上の方（運転免許証を返納された方は65歳以上から対象です。）

変更点

年額6,000円分の助成券を以下から自由に選択できるようになります。

① バス料金助成券のみ	6,000円分
② タクシー料金助成券のみ	6,000円分
③ バスとタクシー料金助成券　バ　ス	3,000円分
タクシー	3,000円分

※バス料金助成券は**徳島バス**、タクシー料金助成券は**松島タクシー**でのみ利用可能です。

その他ご不明な点は**健康推進課**（☎０８８－６９４－６８１０）までお問い合わせください。

徳島バス定期券購入費補助制度をご利用ください

上板町民の皆様の経済的負担の軽減と徳島バス利用促進のため、徳島バス定期券購入者に対して、補助金の交付を行います。

1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、町内のバス停留所を利用し、令和３年４月１日～令和４年３月31日までの間に１か月以上の徳島バス定期券を購入した方。

2 補助金額

徳島バス定期券購入費の 1/2 の金額（1,000 円未満の端数は切り捨て）。

3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付。

4 申し込み手順

①徳島バスから路線バスの定期券をお買い求めください。その時、領収書もあわせてお受け取りください。

②企画防災課窓口に備え付けの生活交通バス定期券購入費補助金交付申請書に必要事項を記入の上、定期券と領収書の写しを添付して企画防災課に提出してください。
なお、上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできますのでご利用ください。

③提出された書類を確認及び審査後に交付対象者に、後日決定通知書にてご案内をします。但し、申込は先着順になりますので、あらかじめご了承ください。

※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。

● お問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎０８８－６９４－６８２４

災害時における畳の供給等の協力に関する協定を締結しました

２月12日（金）、「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会と、「災害時における畳の供給等の協力に関する協定」を締結しました。

この協定は、全国各地の畳店のネットワークから成る「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会から、上板町内において地震や風水害などの災害が発生した場合に、畳が無償で提供されるものです。

この協定の締結により、災害発生時に開設される避難所に畳のスペースを設けることが可能となり、避難生活の負担軽減や環境改善につながることが期待されます。

災害時協力井戸登録の募集

災害時に水道水の供給が停止したときなどに生活用水を確保するため、周辺住民の皆さまに井戸水をご提供いただける災害時協力井戸の登録を募集しています。

災害時協力井戸として登録していただく井戸は、生活用水として使用できるか確認するための水質検査を行っていただき、その際にかかる検査費用について町が補助いたします。

■事前相談

災害時協力井戸の登録を検討される場合は、事前に企画防災課までご相談ください。

■登録及び補助申請の流れ

①災害時協力井戸登録申出書を提出
②登録の決定・災害時協力井戸標識を交付
③水質検査を受けるにあたり、補助金交付申請書を提出
④補助金の交付決定
⑤水質検査の実施
⑥検査終了後、実績報告書を提出

■補助金額

水質検査に要した費用の全部
ただし、１万１千円を上限として、千円未満の端数は切り捨て

※災害時協力井戸を登録するにあたり要件があります。詳しくは上板町のホームページをご覧いただくか、企画防災課までお問い合わせください。

● お問い合わせ ●
上板町役場　企画防災課　☎０８８－６９４－６８２４

防災行政無線の戸別受信機の設置はお済みですか。

既に戸別受信機を設置済みで、防災行政無線の放送が急に聞こえなくなった場合や、放送が途切れるなどの症状がある場合も企画防災課へお知らせください。

● お問い合わせ ●
上板町役場　企画防災課
☎０８８－６９４－６８２４

防災士の資格取得費用を補助します

上板町では、地域防災力向上のために活動し、町の防災事業に貢献していただける防災士の資格を取得される方に対し、補助金を交付します。

■対象経費

①講座の受講料
②試験の受験料
③防災士認証登録料

※経費の事務手数料（振込手数料・書類の郵送料等）は補助の対象外とします

■対象者

①上板町に在住の方
②資格取得後、上板町防災士会として活動していただける方

■注意事項

・徳島県が実施する研修を受講する必要がありますので、今年度の研修についての受講を希望される方は、４月15日（木）までに企画防災課までご連絡ください。
・各経費の支払時に必ず領収書をもらってください。
・すでに資格を取得されている方は、取得から１年以内に申請してください。

● お問い合わせ ●
上板町役場　企画防災課　☎０８８－６９４－６８２４

＼まったなし！／

住まいの耐震化

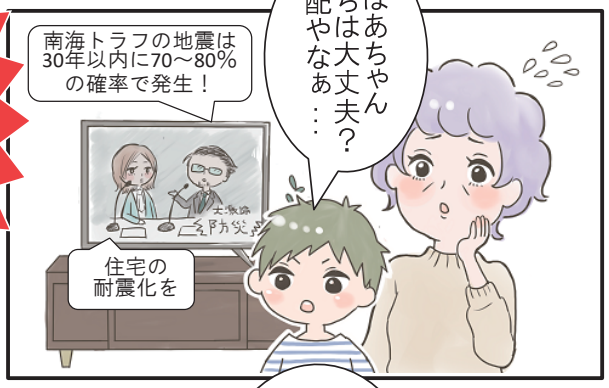

本格的な耐震改修

100万円（補助率4/5）＋ **10万円**＋上乗せ 火災予防

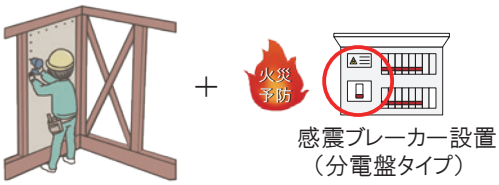

耐震シェルター

80万円（補助率4/5）

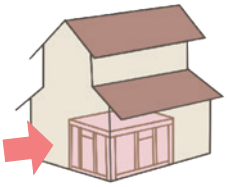

住まいのスマート化

30万円（補助率2/3）

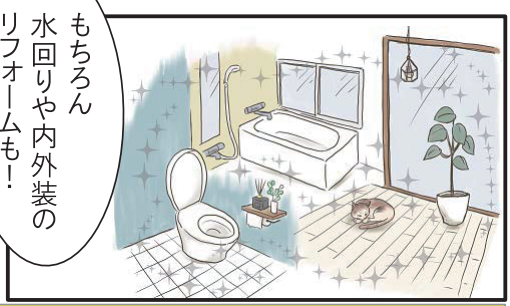

受　付　期　間　　令和3年4月1日～12月24日

1 耐震診断

受付戸数　30戸

要件

- 木造
  （在来軸組構法、伝統構法、枠組壁工法等）
- 平成12年5月31日以前に着工
- 3階建て以下
- 住宅
  （併用住宅、共同住宅、長屋、借家、空き家を含む）

費用　**3,000円**

2 補強計画

受付戸数　30戸

要件

- 耐震診断で、評点1.0未満と判定

※耐震診断を受けられた時期が平成25年度以前の場合は、再度、耐震診断から行う必要があります。
※耐震シェルター設置や住替え（除却）を予定している方はお申込みできません。

費用

無料

診断結果を元に、改修工事の参考となる補強計画と概算費用を提示します。

3 改修工事

耐震改修支援事業

耐震改修　最大100万円　＋　感震ブレーカー　10万円

（補助率4/5）

受付戸数　15戸

要件

- 耐震診断で、評点1.0未満と判定

（必須事項）

- 改修後の評点を1.0以上とする工事
- 高さ1.5m以上の家具の固定
- 分電盤タイプの感震ブレーカー※の設置
  ※コンセントタイプや簡易タイプは含まれません

耐震シェルター設置支援事業

最大80万円

耐震ベッドの場合は40万円

（補助率4/5）

受付戸数　各3戸

要件

- 耐震診断で、評点1.0未満と判定
- 現在居住している住宅

（必須事項）

- 耐震シェルター又は耐震ベッドの設置
- 高さ1.5m以上の家具の固定

住まいのスマート化支援事業

最大30万円　＋　耐震改修　＝　最大140万円

＋　シェルター　＝　最大110万円

（補助率2/3）

受付戸数　3戸

要件

- 耐震改修支援事業又は耐震シェルター設置支援事業と併せておこなう
- ICTやAIを活用した設備 を設置する

＜例＞
・スマートロックの設置
・遠隔確認機能付き宅配ボックスの設置　等

（対象にできる工事）

- 省エネルギー化工事
- バリアフリー化工事　等

住替え支援事業

最大30万円

（補助率2/5）

受付戸数　3戸

要件

- 耐震診断で、評点0.7未満と判定
- 昭和56年5月31日以前に着工
- 現在居住している住宅

（必須事項）

- 住宅のすべてを除却
- 解体業者が施工

← 上板町では住まいのリフォーム補助も行っています。詳しくは次のページへ！

住宅リフォーム補助事業制度を利用しませんか？

上板町民の皆様の住宅環境向上と地域経済活性化のため、町内施工業者を利用した個人住宅の修繕及び補修工事やバリアフリー対応工事などの住宅リフォーム工事に対して補助金を交付します。

対象工事

施工業者が上板町内業者であり補助対象工事費（税抜）が20万円以上で、令和４年２月28日までに完了できる工事**（申し込み時点で工事着手済み及び工事完了済み物件は対象外）**

補助対象住宅は、自ら所有し居住している上板町内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

※購入が主な物やリフォームでない場合は対象となりません。

補助金額

補助対象工事費（税抜）の30％で、**最高 20万円**

※但し、補助金額が最高額（20万円）に満たない方で、補助金交付決定後に工事費増額による補助金変更申請はできませんのでご了承ください。

申込資格

- 上板町に住民登録をしている方で、上板町内に引き続き１年以上居住している方。
- 今回の工事について、過去に上板町の他の補助制度を受けていない、又は受けようとしない方。
- 町税等を滞納していない方。

募集件数

- 予算範囲内（概ね20件）　応募者多数の場合は抽選になります。

申込手順

①企画防災課の窓口に備え付けの上板町住宅リフォーム補助金交付申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて企画防災課に提出してください。尚、上板町のホームページからも様式等をダウンロード可能ですのでご利用ください。

受付期間：令和３年４月１日(木)から５月14日(金)まで

②５月14日までに提出された書類を詳細確認及び審査後に交付対象者が決定され、その結果を後日通知にてご案内致します。

危険ブロック塀等安全対策費用補助制度

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる災害を未然に防止するため、上板町内にある転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去もしくは建替え（撤去・新設）を行う方に対して、補助金の交付を行います。

対象工事

- 施工業者が上板町内業者であり、令和４年２月28日までに完了できる工事
- 上板町耐震改修促進計画に位置付けられた道路等に面した危険なブロック塀として、安全対策が必要と判断されたもの　等

※詳しくは企画防災課までお問い合わせください。

補助金額

撤去のみ …… **最大６万６千円**

建替（撤去・新設） …… **最大33万３千円**

※撤去もしくは建替に要する費用の２／３を補助

申請期間

令和３年４月１日～令和３年12月24日

※予算の範囲内で先着順に受付しますので、申込み状況によっては補助を受けることができない場合があります。

申込手順

①申し込みをお考えの方は、事前に企画防災課へご相談ください。

②企画防災課窓口に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて企画防災課に提出してください。

※上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできます。

③提出された書類を確認及び審査後に交付対象者に、後日決定通知書にてご案内をします。工事は、交付決定通知書が届いてから契約・着手してください。

感震ブレーカー設置費用補助制度

地震発生による住宅火災を防ぐため、お住まいに感震ブレーカーを設置する世帯を対象に、その費用の一部に対し補助金の交付を行います。

補助対象者

上板町に住所を有する方で、町税等を滞納していない方

補助金額

最大２万円で、感震ブレーカーの購入費及び設置に要する費用の合計額の１／２

募集件数

予算の範囲内で先着順に受付します。

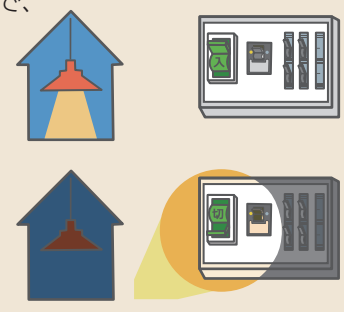

申込手順

①家電販売店等にてご希望の感震ブレーカーを選んでいただき、店舗に見積書を出してもらい、企画防災課窓口に備え付けの補助金交付申請書に必要事項を記入の上、見積書の写しを添付して企画防災課に提出してください。

※上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできます。

②提出された書類の確認及び審査を行い、交付対象者に後日交付決定通知書にてご案内をします。

③交付決定通知書を受け取った後に、感震ブレーカーの購入・設置を行ってください。購入時、領収書も合わせてお受け取りください。

※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。

● お問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎０８８－６９４－６８２４

上板町で新婚生活を始められる方を応援致します!!

上板町で新婚生活を始められる方に対して、生活にかかる居住費（住宅購入にかかった費用、家賃、敷金、礼金、共益費等）、引越し費用を補助します。

補助金額

上限 30万円

※申請時に支払いが完了している、居住費、引越し費用が対象。

申請期間

令和３年
４月１日～
令和４年
３月31日

※予算の範囲内で先着順に受付しますので、申込み状況によっては補助を受けることができない場合があります。

対象者

・令和３年４月１日～令和４年３月31日までに結婚した夫婦。
・結婚時夫婦共に39歳以下であること。
・夫婦合算の世帯所得が400万未満であること。（世帯収入約540万未満に相当）
・町税の滞納がないこと。
・５年以上継続して上板町に居住する意思があること。

申請時ご用意いただくもの

・婚姻がわかるもの（婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書）
・住民票の写し
・所得がわかるもの（納税通知書、所得証明書など）
・住宅の売買契約書及び領収書
・賃貸借契約及び領収書
・引越しに係る領収書　　等

● 補助制度に関するお問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎０８８－６９４－６８２４

あなたの結婚を応援します！

近年の晩婚化・未婚化・少子化を踏まえ積極的な結婚活動を促進するため、とくしまマリッジサポートセンターが運営する「マッチングシステム」の会員登録料を補助します。

対象経費

マリッサとくしまマッチング会員登録料の１／２
登録料 10,000 円（２年間有効）

対象者

上板町に現住所がある20歳以上の独身の方

申し込み手順

マッチング会員登録後、補助申請書と登録料支払い証明書（領収書または振込明細書）を提出してください。
※詳しくは下記までお問い合わせください。

マッチングシステムとは

１対１のお引合わせ（お見合い）をサポートする会員制のマッチングシステムです。

主な流れ

①Web サイトや電話で入会申込
②会員登録
③タブレット端末でお相手探し
④お引合せ（お見合い）申し込み
⑤顔合わせ・対面
⑥お互いに交際意思があれば交際スタート

● 補助制度に関するお問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎０８８－６９４－６８２４
● マッチングシステムに関するお問合せ ●
とくしまマリッジサポートセンター　☎０８８－６５６－１００２（水曜・木曜休み）http://www.msc-tokushima.jp/

上板町空き家バンクの運用再開と物件登録募集のお知らせ。

令和３年４月１日から、休止しておりました空き家バンクの運用を再開します。

上板町に空き家を所有されている方（売買又は貸借についての権限を有する管理者等も含みます。）で、所有する空き家の売買・貸借をお考えの方は、ぜひ上板町空き家バンクへの物件登録をご検討ください。

また、上板町内への移住・定住をお考えの方、移住・定住先をご検討中の方は、住居の確保にあたっては本制度も有効にご活用ください。

空き家バンクってなに？

空き家を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、上板町への移住・定住希望者等に物件情報を提供することで、空き家の売買又は貸借につなげていただくものです。

空き家バンクに物件を登録する場合は、登録を希望する物件全てにおいて空き家判定業務による判定を受けていただく必要があります。

また、平成12年５月31日以前に着工され建築された木造住宅については、原則的に上板町が実施する耐震診断支援事業を活用した耐震診断を受けていただき、その結果により補強計画を立てたうえで、申込みしていただきます。

◆空き家判定業務による判定に係る費用…8,000円

◆耐震診断支援事業を活用した耐震診断及び補強計画に係る費用…3,000円

※上記費用には空き家判定・耐震診断及び補強計画の申込みに係る申請書類等に要する費用は含まれていません。

※上板町は空き家バンク制度で空き家情報と取得又は借受希望者の情報を相互に提供しますが、あっせん・交渉・契約等は行いません。取引に関する詳細な条件等の交渉及び手続きは、物件所有者等と購入・借受希望者当事者間で行っていただきます。

その他、制度の詳細については上板町のホームページにてご確認いただくか、上板町役場企画防災課までお問い合わせください。

● お問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎０８８－６９４－６８２４

上板町空き家利活用改修支援事業補助金

上板町空き家バンクに登録した物件を移住・定住者向け住宅として改修する際に、一定の要件を満たす場合は、その改修工事費等について補助対象となる工事費等のうち３分の２を補助します。（上限320万円）

※主な補助要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

①改修工事については徳島県内の建設業者等（上板町内の建設業者等を優先する）が施工する。

②耐震性を有する建築物である。ただし、改修後（他事業により耐震改修を実施したものを含む）の建築物が耐震性を有する場合にはこの限りではない。

③改修後の住宅が移住・定住者向け住宅として10年以上活用されるものである。

※制度の活用には他にも要件・注意事項がありますので、活用を検討される場合は詳細について上板町役場企画防災課までお問い合わせください。

● お問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎０８８－６９４－６８２４

＼上板町は住宅を取得し定住される人を応援します！／

上板町定住促進「住宅取得応援助成金」

助成の概要及び対象要件

他市町村に住所を有する方又は、住所は町内に有していても住宅を所有しない方が、定住のために上板町内に住宅を取得した場合に、上板町定住促進「住宅取得応援助成金」を交付します。

◎上板町に定住する場合のみが対象です。
◎年齢制限、所得制限はありません。

物件の要件

◆平成30年４月１日から令和５年３月31日までに自らが居住するために取得した住宅

◎新築住宅（建売住宅を含みます。）・中古住宅、いずれも対象になります。
◎店舗併用住宅等は、居住部分のみが対象です。
◎賃貸住宅は対象外です。
◎住宅は、所有権保存登記又は移転登記が完了している必要があります。
◎敷地（土地）は、取得の場合は所有権移転登記が、借受けの場合は貸借契約等が完了している必要があります。
◎敷地（土地）と住宅（家屋）の所有者が異なる場合、土地の固定資産税相当額は対象外とします。

◆床面積が50㎡以上から280㎡以下の住宅

◎併用住宅にかかる床面積は、居住の用に供する部分の面積とします。

助成金の額

助成金の額は、対象住宅及び対象住宅に係る住宅用地に対して賦課及び納付された固定資産税額に相当する額とします。

◎住宅用地については所有権を有する場合のみが対象になります。

助成の期間

助成の期間は、対象住宅を取得し、最初に到来する固定資産税賦課期日の属する年度以降５年間とします。

交付申請

７月～翌年３月15日の間

◎固定資産税納付後の申請になります。
◎助成金は年度毎の納付された固定資産税に対して交付されるものであるため、制度の利用を希望される場合は初回申請以降毎年度申請が必要です。
◎審査の結果助成金の交付を受けられない場合もあります。

※助成金の交付には他にも要件があります。詳しくは企画防災課までお問い合わせください。

● お問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎０８８－６９４－６８２４

上板町老朽危険空き家除却支援事業

災害等により倒壊する恐れのある老朽化して危険な空き家の除却を行う場合に、一定の要件を満たす空き家については除却に要する費用の一部を助成します。

対象となる空き家

次の全ての要件を満たすものが対象空き家となります。

・現在使用されておらず、今後も居住する見込みのない老朽住宅
（併用住宅の空き家については床面積の過半が居住の用に供する部分である空き家とする）
・倒壊すれば接面道路等を閉塞し、避難・救助活動に支障をきたす恐れがあるもの
・事前の申込み及び実施を要する空き家判定業務（除却タイプの２次調査）の結果、老朽危険空き家に該当したもの
・町長が、倒壊の危険性がある老朽危険空き家として是正指導したもの

対象者

・老朽危険空き家と判定された空き家住宅の所有者、またはその管理について権限を有する者
・町税等の滞納がない者及びその他町長が補助対象者として適さない事項の該当者でないと認める者

※建物または土地に共有者がいる場合や、建物に所有権以外の権利者がいる場合には、原則として権利者全員の同意が必要です。

その他補助要件

・工事の完了後、補助申請年度の２月末日までに工事完了報告書を提出すること

補助対象経費

・補助の対象となる経費は、老朽危険空き家の除却および処分に要する経費とする
・家財道具、機械、車両等の処分に係わるものは対象としない

補助金額

補助金額は、補助対象経費の４／５以内（1,000円未満は切り捨て）かつ80万円を限度とします。

事前相談

事業の実施を検討される場合は、事前相談として企画防災課までご連絡ください。

注意事項

建物を除却することにより、住宅用地特例が適用されず、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

● お問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎０８８－６９４－６８２４

犬及び猫の避妊・去勢手術に助成をします

概　要

あなたの大切なペットに、子犬や子猫が生まれても、育てる自信がないときは、避妊・去勢手術を受けさせましょう。犬や猫は、生まれて１年もたたないうちに子どもを産むようになり、1回の出産で３～５頭の子犬や子猫が生まれます。望まない繁殖を防ぎ、不幸な犬や猫を増やさないために、避妊・去勢手術を受けることをおすすめします。

応募要領

対　　象

(1)　町内に住民登録を有する方。
(2)　上板町内で飼育されている犬及び猫。
(3)　犬については登録と令和３年度において狂犬病予防接種を受けていること。
(4)　町税等の滞納がない方（世帯）。

助 成 額

(1)　１頭につき5,000円　（助成予定頭数 44頭）
(2)　助成金額は予算の範囲内とし、１世帯につき，当該年度は２頭まで。
(3)　応募者多数の場合は，抽選となる場合があります。

申込方法

往復はがきに１枚に１頭記入のうえ、公益社団法人徳島県獣医師会へお申し込みください。
[申込先]
〒770-8007　徳島市新浜本町二丁目３番６号
(公社) 徳島県獣医師会

記載事項

(1)　飼い主の住所、氏名、電話番号、犬・猫の別、名前、年齢、性別、毛色。
(2)　犬の場合は、犬の登録鑑札番号、及び狂犬病予防注射済票番号。
(3)　返信用はがきの宛名欄にも、申し込み者の住所、氏名、郵便番号を記入してください。

申込期間

令和３年10月１日から令和３年10月31日まで(必着)

手術実施期間

令和３年11月15日から令和４年１月20日まで

助成方法

(1)　認定書（返信はがき）を受け取った方は、事前に指定動物病院へお問い合わせのうえ、上記期間に手術を受けてください。
(2)　費用の支払いは手術手数料から5,000円を差し引いた金額をお支払いください。
※上記の手術期間を過ぎた場合、この事業による手術は受けられなくなりますので、ご注意ください。
※手術手数料は動物病院により異なります。

注意事項

(1)　手術を受けられるときは、認定書（返信はがき）と印鑑を持参してください。
※また、獣医師が犬や猫の健康上、不適当と判断した場合は、手術を実施しない場合があります。
(2)　認定書を受け取り後、手術を受けることができなくなった場合は、環境保全課まで至急ご連絡ください。

問い合せ先

(公社)徳島県獣医師会　　663 － 6607
上板町役場　環境保全課　694 － 6813

表面

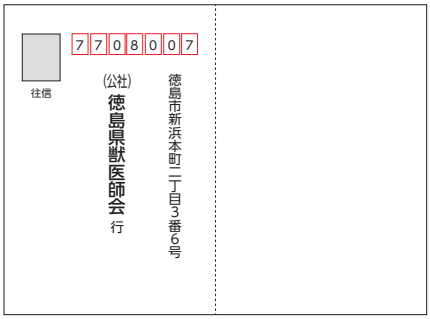

裏面

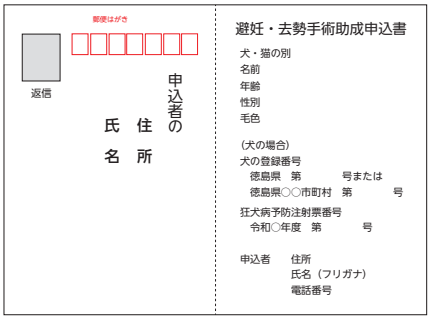

申込期間は令和３年**10月１日(金)**からです。

思いやり収集のご案内

高齢者の方や障がいのある方でごみ出しが困難な方へ

思いやり収集は、高齢者等ごみ出し支援事業として、家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象にご自宅まで家庭ごみの収集にお伺いし、希望者にはごみが出ていない場合にお声をお掛けして、安否確認を行うサービスです。

ご利用できる世帯

町内に親族が不在である。又は近隣在住者等の協力を得ることができない等、自力でごみ等を排出することが困難である次のいずれかに該当する方。

⑴　80歳以上のみの世帯
⑵　65歳以上で要介護２以上の認定を受けている方
⑶　身体障害者手帳の１級もしくは２級の交付を受けている方
⑷　療育手帳のA1もしくはA2の交付を受けている方

注：対象要件を満たしていても、自分（家族）で買い物に行っているなど、ごみ出しができると判断される場合には、利用対象外となります。

ごみの収集について

⑴　収集するごみは、①可燃ごみ、②圧縮ごみ、③破砕ごみ　になります。
⑵　ごみ収集場所は、原則として利用者宅の玄関先や門扉先とします。
⑶　ごみ収集日時は、後日連絡致します。

お申込みから収集開始までの流れ

１．申請書（環境保全課　窓口にあります。）に必要事項を記載し、環境保全課へ提出してください。
※申請書の提出は、代理申請でも受付しています。
２．町職員が、申請者のご自宅を訪問しごみを出す場所等についてお話を伺います。代理申請の場合は、代理人の方にもご同席いただきます。
３．訪問の後、利用の適否について決定し、収集開始日等を通知でお知らせし、思いやり収集を開始します。（利用が認められなかった場合もその旨お知らせします。）

● 思いやり収集のお問い合わせ ●
上板町役場　環境保全課　☎ ０８８－６９４－６８１３

合併処理浄化槽の普及促進に向け、支援を強化しています。

合併処理浄化槽への転換

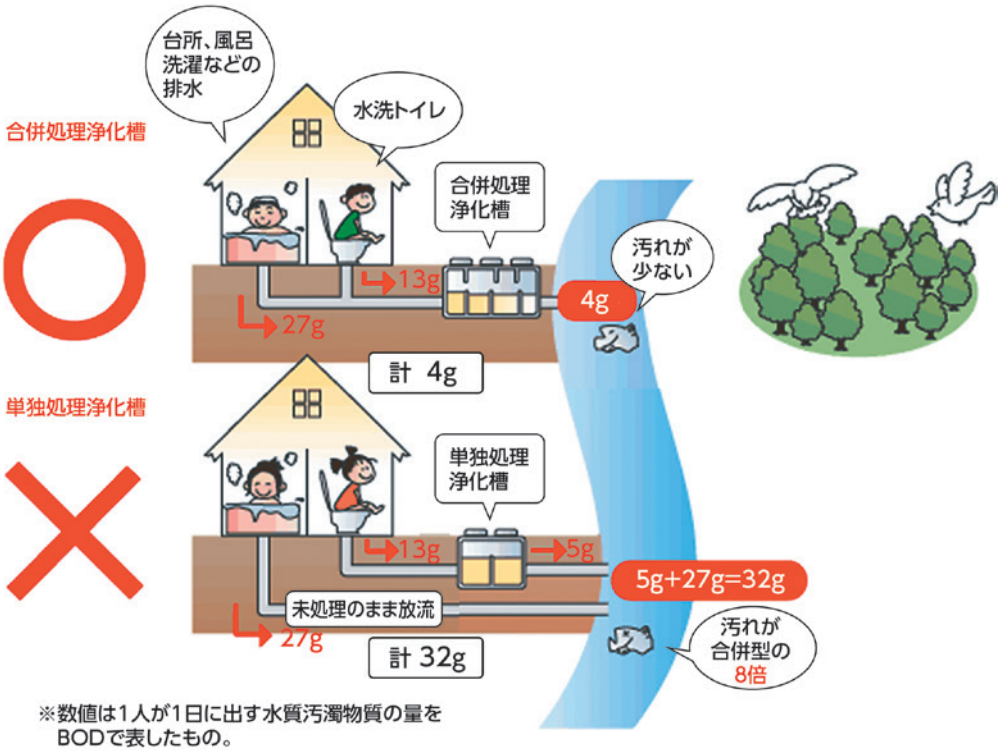

単独処理浄化槽や汲取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。

合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているので、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年４月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。

合併処理浄化槽設置補助

町では、生活排水対策として、新たに合併処理浄化槽を設置した方（新設）、及び単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方（転換）に対して、補助金を交付しています。

なお、単独処理浄化槽及び汲取り槽を全撤去した場合、下記のとおり撤去費用についても補助を実施しています。

本町の「汚水処理人口普及率」の向上を図るためにも、補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換を進めましょう。

●合併処理浄化槽設置補助

人　槽	新設（補助限度額）	転換（補助限度額）
５人槽	１６９,０００円	３３２,０００円
７人槽	２０７,０００円	４１４,０００円
10人槽	２７６,０００円	５４８,０００円

●撤去費補助

区　分	補助限度額
単独槽撤去	９０,０００円
汲取り槽撤去	９０,０００円

◎受付期間：令和３年４月１日 ～ 令和３年11月30日

なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日前でも受付を締め切る場合があります。

また、受付期間終了時に補助予定基数に達していない場合、工事完了予定日を考慮した上で受付する場合があります。

詳細については、**上板町役場　環境保全課**　☎０８８－６９４－６８１３までお問い合わせください。

生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組みませんか

家庭用生ごみ処理容器等の購入に補助金制度を設けております。

（補助金額）　生ごみ処理容器　（例：コンポスト・EM 菌等使用容器）
購入価格の２分の１以内の額で、3,000円を限度。

電気式生ごみ処理機　（例：乾燥式・バイオ式）
購入価格の２分の１以内の額で、25,000円を限度。

お電話一本で予約受付致します。

補助金希望の方は事前に環境保全課へお問い合わせください。

生ごみを堆肥にするんじゃ。
たくさんの応募待っておるぞ。

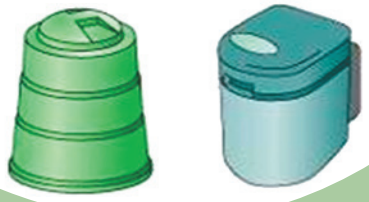

● 手続き方法など詳しくは ●　上板町役場　環境保全課　☎ ０８８－６９４－６８１３

ひとり悩まず『あい』に相談してみませんか

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』は、

さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者（概ね39歳まで）とその保護者の方などがご相談いただける場所です。
どんな悩みもじっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。ひとりで（家庭内で）抱え込まずに、まずはご相談ください。

『あい』のご利用案内

☆場　　所　上板町ふれあいセンター２階
上板町役場より西へ300メートル
上板町商工会西隣

☆受付時間　月曜日～金曜日
午前９時00分～午後５時00分（土･日･祝日は休み）

☆相談は、電話相談と来所（面接）相談があります。
・これまでの経緯や現状についてお聴きし、今後のことを一緒に考えます。
・定期的に来ていただいて継続してご相談をお受けします。
・相談者に適した相談窓口や、利用できるサービスの情報をご紹介し、おつなぎします。
・必要に応じて訪問支援もおこないます。

☆相談は無料です。秘密は厳守します。
匿名でも大丈夫ですので、どうぞお気軽にご相談ください。

電　話　相　談

《受付時間》
月曜日　～　金曜日
午前９時00分～午前12時00分まで
午後１時00分～午後５時00分まで
☎ 088－637－6006

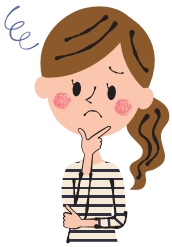

来所（面接）相談

《予約方法》（事前予約）
まずは電話で相談し、来所（面接）相談の予約をしてからお越しください。

《場　所》
ふれあいセンター２階　『あい』相談室

相談したいけど、平日は時間がとれない…

平日の利用が難しい方には、毎月　第４土曜日の　午後７時00分～　午後９時00分まで『あい』で　電話相談 及び 来所（面接）相談を受け付けています。
※来所（面接）相談の場合は、事前に電話予約をしてからお越しください。
４月の相談日は、**4月24日（土）**です。お気軽にお電話、来所ください。

人　権　相　談

上板町では法務大臣より委嘱をうけた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。人権相談は、令和３年度から毎月第３木曜日に変更になりました。

開催場所　上板町中央公民館（役場２階）　第１会議室

開催日時　令和３年４月15日(木)
午後１時30分～午後４時00分

なお､新型コロナウイルス感染拡大防止のため､マスク着用での相談にご協力ください。

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮

徳島県では、新型コロナウイルスの感染者が急激増加し、感染された方やその家族、治療にあたっている医療従事者やその家族、県外から帰省された方や県外客等に対する心ない書き込みや誹謗中傷がインターネット等に広がっています。

このウイルスは、日常生活においてどこで潜んでおり、いつだれが感染するかわかりません。

私たちが闘う相手は、新型コロナウイルスです。感染された方やその関係者を責めてもなくなりません。また、医療従事者をはじめこのウイルスと闘っている方々に対する差別や誹謗中傷は許されません。

正しい情報をもとに、お互いが尊重し合い、命と健康を守り、一日も早く平穏な暮らしが戻るよう協力しあいましょう。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まずに相談してください。

町税の納期について

令和３年度の納期は次のとおりになっています。納期内の納付にご協力よろしくお願いいたします。

税　目	軽自動車税	町・県民税	固定資産税	国民健康保険税
１期	５月31日	６月30日	８月２日	８月２日
２期		８月31日	９月30日	８月31日
３期		11月１日	12月27日	９月30日
４期		１月31日	２月28日	11月１日
５期				11月30日
６期				12月27日
７期				１月31日
８期				２月28日

● お問い合わせ ●　上板町役場　税務課　☎０８８－６９４－６８０７

令和３年度国民健康保険税について

令和３年度の上板町国民健康保険税の税率をお知らせします。税率について改正はありません。
国民健康保険税額の納税通知書は７月上旬に発送します。

令和３年度の国民健康保険税率		医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割率	課税対象額	9.4%	2.5%	1.5%
資産割率	固定資産税額	20%	5%	5%
均等割額	加入者一人あたり	25,000円	6,000円	6,000円
平等割額	一世帯あたり	20,000円	6,000円	5,000円
課税限度額		630,000円	190,000円	170,000円

※課税対象額：　加入者の前年中の総所得金額及び山林所得金額、譲渡所得金額などの合計から43万円を控除した額
※固定資産税額：　加入者の令和３年度固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る分

■ 税制改正に伴い、保険税軽減範囲が変わります

令和３年１月１日施行の個人所得税課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の負担水準に不利益が生じないようにするため、次のとおり改正を行います。

〈令和２年度軽減判定所得〉

７割軽減
＝33万円

５割軽減
＝33万円＋28万５千円×被保険者数

２割軽減
＝33万円＋52万円×被保険者数

〈令和３年度軽減判定所得〉

７割軽減
＝43万円＋10万円×（給与所得者等の数－１）

５割軽減
＝43万円＋28万５千円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－１）

２割軽減
＝43万円＋52万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－１）

※給与所得者等…一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染予防のため来庁前には検温し、マスクを着用しご来場ください。

開 設 日	開設時間	開設場所
4月21日(水)	午後1時30分～ 午後3時30分	上板町 老人福祉センター

HAPPY★BIRTHDAY お誕生おめでとう

（令和３年２月）

- 齋藤 優気 恵里子 那琉（なる） 女の子（七條）
- 兼間 大輔 真理子 理乃葉（りのは） 女の子（七條）
- 堀田 博之 涼子 乃愛（のあ） 女の子（七條）
- 福岡 一行 まどか 来桜（こはる） 女の子（引野）

学校給食センター 給食レシピ紹介

毎月19日は食育の日

学校給食で人気の「阿波ギュウ混ぜご飯」のレシピを紹介します。
ことばのとおり、阿波のおいしいものがギュ～ッとつまった混ぜご飯です。

材　料（分量４人分）

- 牛肉…… 140g
- A
  - 炒め油…… 適量
  - おろししょうが…… 適量
  - 酒…… 大さじ１
  - 上白糖…… 小さじ２
  - 濃口しょうゆ…… 大さじ１
- にんじん…… 70g
- れんこん…… 50g
- ちりめん…… 10g
- 乾燥わかめ……4g
- B
  - 酒…… 小さじ１
  - 上白糖…… 大さじ1/2
  - 濃口しょうゆ…… 大さじ１
  - 水…… 大さじ３

作り方

❶ 牛肉を酒としょうがで炒め、上白糖と濃口しょうゆで下味をつける（A）。

❷ さらににんじんとれんこんを加えて炒め、Bで調味し汁気がなくなるまで煮込む。最後にわかめを加え火を止める。

❸ 茶碗に軽く４杯分程度の白ご飯と手早く混ぜ合わせる。

ひと口メモ

給食ではすべての材料を加熱しますが、ご家庭なら火を消してからわかめを加えることで色よく仕上げたり、最後に刻みねぎや青のりなどをあしらったりしてもよいでしょう。

上板町消費生活相談窓口 からのお知らせ

「火災保険で住宅の修理ができる」という勧誘に注意！

「火災保険で台風被害に遭った住宅の修理ができる」と電話や訪問で勧誘する業者の相談が全国の消費生活センター等に寄せられ、国民生活センターから注意喚起が発表されています。

【相談事例】

- 長時間勧誘や強引な勧誘が行われた
- 高額な手数料等が発生することの説明が不十分だった
- 見積がずさんで保険金が支払われなかった

保険金が使えると勧誘されてもすぐ契約せず、複数の見積を比較するなど慎重に検討し、修理が必要でない場合はきっぱり断りましょう。

また、保険金の請求はご自身で行うことができますので、まずはご自身でご加入の保険会社や代理店に問い合わせてみましょう。

消費生活に関するご相談は下記窓口までお気軽にご相談ください。

※対応中の場合もありますので、来庁前にお電話にてご連絡ください。

上板町消費生活相談窓口　088-694-6816

秘密厳守・相談無料　受付　平日9：00～16：30（土・日・祝・年末年始を除く）

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場　上板町広報編集委員会　088－694－6824　令和3年4月1日発行

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK